

山梨県議会議員補欠選挙西八代郡・南巨摩郡選挙区選挙長告示第四号

令和四年一月十六日執行の山梨県議会議員補欠選挙西八代郡・南巨摩郡選挙区においては、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百条第四項の規定により、投票は行われない。

令和四年一月七日

山梨県議会議員補欠選挙西八代郡・南巨摩郡選挙区

選挙長 小宮 山 博